平成２５年（フ）第４５４号
愛知県岡崎市中島町字戸井15―１　Ａ―Ｃｉｔｙ中島東502、住民票上の住所岡山県岡山市北区青江３丁目６番14号　コーポ水畑103号
債務者　堺　　勝哉
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
沖縄県那覇市字松川404番地　玉寄アパート301
債務者　玉城　邦信
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市山下町25番９号　上原アパート31号
債務者　佐久田さよ子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６３号
北海道砂川市東２条南４丁目１番20―42号
債務者　寺田奈緒子
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
山形県鶴岡市本町３丁目14番29号
債務者　児玉　博之
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１０３号
新潟県胎内市宮久884番地９
債務者　宮下　　剛
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０４号
新潟県新発田市御幸町３丁目５番24号　ハーベスト・ホームズＡ棟102
債務者　築井　淳助
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０５号
新潟県新発田市御幸町３丁目５番24号　ハーベスト・ホームズＡ棟102
債務者　築井　栄子
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０９号
新潟県新発田市西園町２丁目３番21号
債務者　田中　開知
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３６３号
愛知県岩倉市東新町燈明庵１番地　岩倉団地12棟404号
債務者　成田修一郎
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４２号
香川県高松市本町４番３号グランブルー８ビル102号、申立時の住所香川県高松市屋島西町1584番地１
債務者　正木　清香（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７号
北海道沙流郡日高町富川東５丁目14番10号
債務者　東濱　雄志
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
北海道余市郡余市町黒川町1258番地
債務者　絹　　政廣
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６２２号
仙台市宮城野区東仙台５丁目25番52号
債務者　熊谷　賢尚
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字水白田114番地
債務者　鈴木　俊也
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字前寄井７番地　フレッシュライフ泉崎Ａ―302
債務者　渡邊　真侑（旧姓根本）
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1984番地117
債務者　寺﨑二三夫
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係